

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金138万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年1月30日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号及び第17号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年11月28日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号及び第17号に該当

(1) 被審人は、平成27年5月7日頃又は同月12日、写真機、時計、時計側等精密機械器具の製造、販売、及び輸出入業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている日本精密株式会社（以下「日本精密」という。）との間で行っていた、第3回新株予約権の総数引受契約締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年6月18日から同年7月9日にかけて、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、自己の計算において、日本精密株式合計1万株を買付価額合計287万2000円で買い付けたものである。

(2) 被審人は、上記重要事実を、平成27年5月13日から同月15日頃までの間に、C社の事務室内において、Dに対し、上記重要事実の公表がされる前に日本精密株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Dは、上記重要事実が公表された平成27年7月17日より前の同年5月22日及び同月29日、E証券株式会社を介し、東京証券取引所において、F名義で、自己の計算において、日本精密株式合計2000株を買付価額合計55万7000円で買い付けたものである。

(3) 被審人は、上記重要事実を、平成27年5月13日から同月15日頃までの間に、G社又はH社の事務室内において、Iに対し、上記重要事実の公表がされる前に日本精密株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Iは、上記重要事実が公表された平成27年7月17日より前の同年5月28日から同年6月19日にかけて、B証券株式会社を介し、東京証券取引所において、自己の計算において、日本精密株式合計1万4000株を買付価額合計405万4000円で買い付けたものである。

(4) 被審人は、平成27年5月13日から同月15日頃までの間に、C社の事務室内において、Jに対し、上記重要事実の公表がされる前に日本精密株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、日本精密株式の買付けを勧めたものである。

Jは、上記重要事実が公表された平成27年7月17日より前の同年5月19

日及び同年7月9日、B証券株式会社を介し、東京証券取引所において、自己の計算において、日本精密株式合計8000株を買付価額合計224万1000円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第4号、第2項第1号イ、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

ア 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(350 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) - (251 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 277 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 313 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ = 628,000 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切捨て、620,000円。

(2) 違反事実(2)に係る課徴金の額

ア 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(350 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - (276 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 281 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株})\} \times 1/2 \\ = 71,500 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000円。

(3) 違反事実(3)に係る課徴金の額

ア 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た

額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(350 \text{ 円} \times 14,000 \text{ 株}) - (275 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 276 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 277 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 311 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 317 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株})\} \times 1/2$$
$$= 423,000 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切捨て、420,000円。

(4) 違反事実(4)に係る課徴金の額

ア 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(350 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株}) - (267 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 288 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株})\} \times 1/2$$
$$= 279,500 \text{ 円}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切捨て、270,000円。

(5) 上記(1)ないし(4)により算定した額の合計

$$620,000 \text{ 円} + 70,000 \text{ 円} + 420,000 \text{ 円} + 270,000 \text{ 円} = 1,380,000 \text{ 円}$$

となる。